

告示第 74 号

入札公告の訂正告示

令和8年8月5日付け告示第70号で公告した「林道専用道幸地立河内支線開設工事」について下記のとおり訂正します。

令和8年8月18日

吉賀町長 岩 本 一 巳

正誤表

誤		正	
Ⅱ. 入札参加資格		Ⅱ. 入札参加資格	
6. 配置技術者	①主任技術者を本件工事に専任で配置できること。但し、請負金額が40百万円未満となる場合は、技術者の専任配置は必ずしも必要ではない。建設業法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者を配置すること。	6. 配置技術者	①主任技術者を本件工事に専任で配置できること。但し、請負金額が45百万円未満となる場合は、技術者の専任配置は必ずしも必要ではない。建設業法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者を配置すること。